

新型コロナウイルス感染症に関する 県民のみなさまへのお知らせ

【ver.10】

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

コロナ感染の疑いなどによる医療機関の受診について

- かかりつけ医がある場合は、まず、そちらでの受診を検討してください。
- そのほか、県では、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症等への感染が疑われる方の診療・検査を行う医療機関をウェブサイトに掲載しています。
- 高齢者（65歳以上）や基礎疾患がある方、子ども（特に未就学児）、妊娠中の方は、医療機関を受診してください。
- 受診する医療機関がわからない方は、総合案内窓口にご相談ください。



※症状がある方が医療機関を受診する場合は、必ず事前に電話をしてから受診してください。
（受診の際は、「お薬手帳」を持参してください。）

- 症状はあるものの、若年者、軽症の方などは、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター※」をご利用いただくなど、セルフチェックをお願いします。

※詳細は次ページをご覧ください。症状が重い場合は、速やかに診療・検査医療機関を受診してください。

相談先に
迷ったら

24時間
受付

総合案内窓口

8時～17時

☎018-895-9176

17時～翌8時

☎018-866-7050

※質問の内容に応じて案内し、症状によっては、医師または看護師が対応します。

秋田県検査キット配付・陽性者登録センターについて

発熱等、軽度な症状がある方のうち、若年者や重症化リスクが低い対象者を診断する「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター」を開設しています。

秋田県検査キット配付・陽性者登録センターをご利用ください。 【無料】

対象者

新型コロナウイルス感染が疑われる症状
(発熱、咽頭痛等)がある方

※小学生未満の方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦の方、
すでに医療機関や保健所で陽性の診断を受けている方は対象外です。

申込方法

専用ウェブサイトにて必要事項を入力の上、
申し込んでください。

検査キットの受取方法

配送による受け取り

注意事項

医師による診断のみで、
薬は処方されません。

陰性の判定が出ても感染の可能性が否定できるものではありません。
症状がある間は、外出をお控えくださるようお願いいたします。

申し込みなど
詳しくは
ウェブサイト
ご確認ください



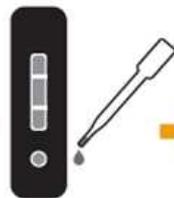
判定までの流れ



専用ウェブサイト
申し込み



配送による
検査キットの
受け取り



自宅などで
ご自身が検査



専用ウェブサイト
検査結果の画像報告



医師が診断し、
メールで結果を通知



陽性と判定されたら療養
受診の相談や療養中に
気を付けることなど、
詳しくはこちらをご覧ください



【問い合わせ先】

秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター
☎0120-777-798 9:00~17:00(毎日)

自ら検査キットを準備して行う検査について

- 市販の抗原定性検査キットを購入して自己検査し、その結果を「検査キット配付・陽性者登録センター」（以下、「センター」）に登録し、診断を受けることが可能です。
- 検査キットは、厚生労働省が承認したキットを使用してください。
- 有症状者が薬局で検査キットを購入する場合は、必ず事前に薬局へ連絡してください。
- 詳しくは、薬局でお渡しするチラシをご覧ください。

検査キットの承認状況は厚生労働省ウェブサイトでご確認いただけます。

体外診断用医薬品
(医療用検査キット)
の承認情報



第1類医薬品
(インターネットでも購入可)
の承認情報



検査キットは厚生労働省が承認したものを選びましょう！



※ 厚生労働省が承認したキットには、【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】の表示があります。

自己検査等で陽性になった方の登録について

検査キットによる自己検査や県が実施する無料PCR検査等を利用し、陽性になった方は、「検査キット配付・陽性者登録センター」に登録をお願いします。

【対象となる検査】

- 「検査キット配付・陽性者登録センター」から配付を受けた検査キットを使用した検査
- 自ら準備した検査キット（「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるもの）を使用した検査
- 薬局などで実施している「秋田県PCR等検査無料化事業」による検査



秋田県PCR等検査
無料化事業

【対象となる方】

医療機関で新型コロナ陽性の診断を受けていない方のうち、次の①～⑦の全てを満たす方。

- ① 県内在住の方
- ② 小学生（※）から64歳までの方
- ③ 基礎疾患や肥満（BMI30以上）のない方
- ④ 妊娠されている可能性がない方
- ⑤ 申請時、症状が安定しており、医療機関の受診は不要と御自身で判断できる方
- ⑥ 市販薬を活用して自宅療養が可能である方
- ⑦ 結果の連絡や問合せ等について、メールでの連絡が可能である方

【基礎疾患等について】

重症化リスクが高い具体的な基礎疾患については、こちらをご参照ください。



【陽性者登録について】

以下サイトのページの中段「2.陽性者登録センターについて」をご覧ください。



※感染状況によっては、対象者が中学生以上に変更になる場合があります。

登録の流れは、こちらからご確認ください

必要な方に医療が提供される体制の維持に向けて

- 発熱等の症状が出た場合の備えとして、あらかじめ、検査キットのほか、体温計、解熱鎮痛薬、日持ちする食料（5～7日分）、生活必需品も準備しておきましょう。
- 症状が軽い場合（注1）、65歳未満で基礎疾患がない方、妊娠していない方は、あわてて受診せず、県の検査キット配付・陽性者登録センター（注2）や自己検査をご活用ください。

（注1）症状が軽い＝飲んだり食べたりできる、呼吸が苦しくない、乳幼児で顔色が良い

（注2）小学生未満の方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦の方は対象外です。

- 救急外来及び救急車は、真に必要な場合のみ、利用するようにしてください。
- お子さんの症状で心配になったら、ウェブサイト「こどもの救急」や、こども救急電話相談室（#8000）のご利用をご検討ください。



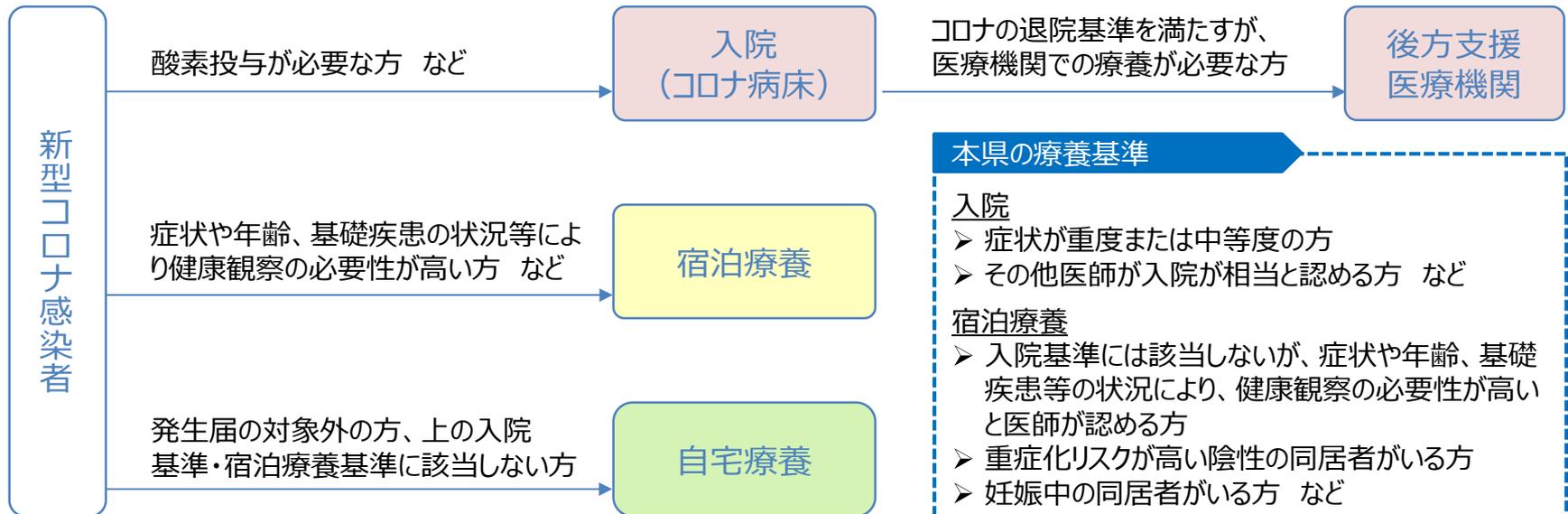
救急車利用リーフレット
（総務省消防庁）



ウェブサイト「こどもの救急」
（日本小児科学会）

療養場所について

- 県では、必要な方に必要な医療を提供できるよう、感染者の症状や基礎疾患の有無等により、療養場所を決定しています。
- また、入院患者が新型コロナウイルスの退院基準を満たしたものの、引き続き医療機関での療養が必要な場合は、新型コロナウイルス病床以外への転院をお願いしています。
- 新型コロナウイルス病床を有効に活用するため、こうした県の方針へのご理解とご協力をお願いします。



自宅療養で気をつけることは

- **検温**のほか、ご自身または同居のご家族等による**健康観察**をしてください。
- 以下のような症状がみられる場合は、「総合案内窓口」へ連絡してください。高齢者や基礎疾患のある方は、特にご注意ください。



ご自宅で療養される方へ
(秋田県)



自宅療養の方へ
(秋田市)

【緊急性の高い症状】

表情・外見	顔色が明らかに悪い、唇が紫色になっている、いつもと違う表情
息苦しさ等	息が荒くなった（呼吸数が多くなった）、急に息苦しくなった、日常生活の中で少し動くと息があがる、胸の痛みがある、横になれない・座らないと息ができない、肩で息をしている・ゼーゼーしている
意識障害等	ぼんやりしている、もうろうとしている、脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする
パルスオキシメータ(SpO ₂)の値	93%以下

総合案内窓口

8時～17時

☎018-895-9176

17時～翌8時

☎018-866-7050

※質問の内容に応じて、適切な相談先へつなぎます。症状によっては、医師または看護師が対応します。

家庭内での感染を防ぐためには

気をつけるポイント！

- 定期的に換気をしましょう
- 症状のある方も同居のご家族もマスクを着用してください
- 同居家族の方も検温し、体調の変化に十分気をつけましょう
- 症状がある場合は、過ごす部屋は分けてください
- 症状のある方と接する人は、できるだけ限定してください
- こまめに手洗いをしてください
- 手で触れる共用部分を消毒してください
- 使用したマスクやゴミは密閉して捨てましょう



自宅療養中の健康観察等について

自宅療養中の健康観察は、医療機関から発生届が出された方^(※)と出されない方で異なります。

【※発生届の対象となる方】

①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、治療薬の投与または新たな酸素投与が必要な方、④妊娠中の方

発生届が出された方

次のいずれかの方法により行います。

スマートフォン
やパソコン

◎ご自身で「My HER-SYS[※](マイハーシス)」へ入力
※自身や家族の健康状態をスマートフォン等で入力できるシステム

電話

◎「秋田県健康フォローアップセンター」からの電話確認
◎自動音声による電話確認

発生届が出されない方

自宅療養中は、ご自身やご家族による健康観察をお願いします。

自宅療養中に気をつけることなど
詳しくはこちらをご覧ください。



Q：療養期間中の連絡先などは？

次のような方は、医療機関で配付されたチラシや、検査キット配付・陽性者登録センターからのメールをご覧くださいか、総合案内窓口にご連絡ください。

- ◆ 自宅療養中に体調が悪化した
- ◆ 医療機関の受診などについて相談したい
- ◆ 食料品や生活用品が調達できないので、配送してほしい

総合案内
窓口

8時～17時

☎018-895-9176

17時～翌8時

☎018-866-7050

Q：療養期間中に外出してもいいの？

他の方への感染リスクがあるため、原則として外出は自粛してください。症状が軽快してから24時間経過した方、無症状の方は、自主的な感染予防対策を徹底することを前提に、食料品の買い出しなどの必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

【自主的な感染予防対策】

- ◎ 外出時や人と接する時間は短時間とする
- ◎ 移動時は公共交通機関は使わない
- ◎ 外出時や人と接する際は必ずマスクを着用する

感染者の療養期間について

① 症状のある方（現に入院している方を除く）

陽性と診断されたら、症状が出た日を0日目として、原則7日間の療養（自宅等）をお願いします。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
9/1(例)	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
発症日							療養終了日 (※)	職場 復帰・ 登校可			

療養終了にあたり、保健所からの連絡はありません。陰性確認の検査も不要です。

10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、**感染予防行動を徹底(注)**してください。

療養期間（7日間）

※療養終了に際しては、症状軽快後24時間経過する必要があります。

② 症状のない方

陽性と診断されたら、検査を受けた日を0日目として、原則7日間の療養（自宅等）をお願いします。

※5日目のご自身で入手した検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能となります。

ただし、7日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、**感染予防行動を徹底(注)**してください。

7日間の療養をした場合は、陰性確認の検査は不要です。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
9/1(例)	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
検査を受けた日							療養終了日	職場 復帰・ 登校可			

療養終了にあたり、保健所からの連絡はありません。

療養期間（7日間）

(注) **感染予防行動の徹底**：検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等をお願いします。

同居されている方(家族等)の待機期間について

感染者が発生して住居内で感染対策をした日を0日目として、原則5日間が自宅待機期間となります。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
9/1 (例)	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
感染者が発生して住居内で感染対策を講じた日	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;"> 自宅待機終了にあたり、保健所からの連絡はありません。陰性確認の検査も不要です。 </div>				自宅待機終了日	職場復帰・復帰可					

※感染者が発生して住居内で感染対策をした日を0日目として、2日目及び3日目に抗原定性検査キットで陰性を確認した場合は、確認した時点より待機解除となります。この場合の検査キットはご自身の負担にてご購入願います。

- 感染者が発生して住居内で感染対策をした日より後に、新たに同居家族が陽性となった場合は、その発症日を0日目として、5日間が自宅待機期間となります。
- 自身で健康状態を確認し、症状が出現した場合は、かかりつけ医、診療・検査医療機関、総合案内窓口のいずれかに電話でご相談いただくか、秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターをご利用ください。
- 医療機関または秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターにおいて陽性者と診断された場合は、新たに感染者として療養が必要になります。

療養期間終了時等の検査について

お願い

療養期間終了時や、濃厚接触者としての待機期間終了時の陰性証明を求める検査のためだけの受診は控えてください。

Q：療養期間が終了するときに、再度検査をしてもらえますか。

定められた療養期間を終了した場合は、療養の終了に当たり改めて検査をする必要はありません。

Q：濃厚接触者となった従業員等が職場復帰する際に、検査証明（陰性証明）を提出させる必要はありますか。

症状のある方等への検査機会を確保するためにも、従業員等に対し、勤務再開等のための陰性証明を目的とした検査を行わさせることはお控えくださるようお願いいたします。

基本的な感染防止策の徹底を

オミクロン株についても、基本的な感染防止策は有効です。

- 「密」の回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- こまめな手洗い、手指消毒
- エアコン・暖房使用時も、定期的な換気を徹底
- 会話をする際には、マスク着用
- 飲食は、なるべく少人数で黙食を

換気について

- 同一空間に多くの人数が滞在するような場合に感染リスクが高まります。
- 各種事業所・施設等では、定期的に十分な換気をお願いします。
- エアコン・暖房使用時も、外気と入れ替えましょう。

クラスター発生予防のポイントは換気

各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等(いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む)においては、同一空間(部屋)に多くの人数が滞在するような場合や、天井が低いなどの狭い空間(部屋)にいる場合に感染リスクが高まります。エアコンを使っている場合、熱中症に留意しながらこまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えましょう。



窓開けで換気をする際は、
対角線上にある窓を2カ所開放しましょう



窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、
扇風機などを窓の外に向けて設置しましょう

ワクチン接種のお願い

- 令和4年9月20日から、新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（「オミクロン株対応 2 価ワクチン」）の接種が可能となりました（接種日など、詳しくはお住まいの市町村ウェブサイト等でご確認ください）。
- 「オミクロン株対応 2 価ワクチン」は、初回（1・2回目）接種を完了した12歳以上のすべての方が対象で、一人 1 回、接種を受けることができます。
- 新型コロナは、これまで 2 年間、年末年始に流行しています。年末までに、重症化リスクの高い高齢者はもとより、若い方にも、オミクロン株対応 2 価ワクチンによる接種を完了するようお勧めします。
- 新型コロナウイルスに感染した方であっても、体調が回復した後、ワクチンを接種することができます。



生後6か月～11歳の子どもへの接種について

新型コロナワクチンの接種を受けることは強制ではありません。

予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただいています。16歳未満の方の場合は、原則、保護者（親権者または後見人）の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。

ワクチンの副反応など、医学的な情報を必要とする場合は、「秋田県新型コロナワクチン小児接種専用相談センター」にご相談ください。

秋田県新型コロナワクチン
小児接種専用相談センター

☎0570-022567

（毎日8:00～17:00）

※乳幼児接種へのご相談も受け付けています。

【接種間隔について】

5～11歳児の場合

- 初回（1回目・2回目）接種は、通常3週間隔で2回接種されます。
- 追加（3回目）接種は2回目接種から5か月以上の間隔で1回接種します。

注）3回目接種の前に12歳の誕生日を迎えた場合は、12歳以上用のワクチンの接種を受けることになります。

生後6か月～4歳児の場合

- 1回目接種後、通常3週間隔をあけて2回目接種を受け、2回目接種後、8週間あけて3回目接種を受けます。

注）初回接種については、1回目接種時の年齢に基づいて判断します。1回目接種時に4歳だったお子様が、3回目の接種時まで5歳の誕生日を迎えた場合、3回目接種にも1回目と同じ乳幼児（6か月～4歳）用ワクチンを使用します。